

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善については、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

令和元年10月より「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を受けるためには、下記3つの要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

① 当法人における介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算取得状況

事業所名	サービス種類	処遇改善加算	特定処遇改善加算
訪問介護事業所 Lサポート	訪問介護・総合事業第1号事業	Ⅰ	Ⅱ
訪問介護事業所 Lサポート	居宅介護・重度訪問介護	Ⅰ	Ⅱ

② 賃金以外の処遇改善加算に関する具体的な取り組み内容

区分	内容	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方法、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	事務所内に経営理念や行動指針を貼り出すことでいつでも確認できるようにしている
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みを構築	採用時は年齢、性別、経験等にこだわらず、幅広い採用に努めている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	希望者にはシフト調整等を行うことで、職員が研修等を受けやすい環境整備に努めている。

両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	育児・介護休業等に関する規定を整備することで両立しやすいよう整備に努めている
	職員の事業等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	就業規則内に非正規職員から正規職員への転換事項を定めている
	有給休暇が取得しやすい環境の整備	柔軟なシフト調整等を行うことで取得しやすい環境の整備に努めている
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	全職員対象に年一回定期的に健康診断を行うようにしている
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備	各種マニュアルを作成している
生産性向上のための業務改善の取組み	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮小	会社用スマホの貸与等ICTの導入による記録等の電子化を行うことで業務量の縮小に努めている。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による社内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	定期研修の開催やコミュニケーションツールを活用することで円滑化に努めている
	利用者本位のケア方針等介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	事務所内に経営理念、行動指針を貼り出すことでいつでも確認できるようにしている
	ケアの好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	コミュニケーションツールを活用することで迅速に情報共有ができる環境を整備している